

生活保護制度

概要

生活保護制度の概要

【生活保護制度とは】

生活保護制度は、生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、併せてその自立を助長する制度である。

保護の種類は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の8種類であり、要保護者の必要に応じ、単給または併給として行われる。

生活保護費の決め方

(最低生活費の計算)

生活扶助 生活費	+	住宅扶助 家賃等	+	教育扶助 義務教育費	+	介護扶助 介護費	+	医療扶助 医療費	=	最低生活費
-------------	---	-------------	---	---------------	---	-------------	---	-------------	---	-------

・このほか、出産、葬祭等がある場合は、その基準額が加えられる。

(収入充当額の計算)

平均月額収入 - (必要経費の実費 + 各種控除) = 収入充当額

(扶助額の計算)

最低生活費 - 収入充当額 = 扶助額

【生活保護の基準】

生活保護の基準のうち、衣食その他日常生活の需要を満たすための生活扶助基準については、一般国民の消費動向等に対応して改定するいわゆる水準均衡方式により改定している。

世帯類型別生活扶助基準 (平成19年度)

(単位：円)

	標準3人世帯 33歳男・29歳女・4歳子	高齢単身世帯 68歳女	高齢夫婦世帯 68歳男・65歳女	母子3人世帯 30歳女・9歳子・4歳子
1級地-1	162,170	80,820	121,940	155,970
1級地-2	154,870	77,190	116,460	148,950
2級地-1	147,580	73,540	110,960	141,930
2級地-2	140,270	69,910	105,480	134,910
3級地-1	132,980	66,260	99,990	127,900
3級地-2	125,680	62,640	94,500	120,870

(注) 冬季加算 (VI区×5/12) を含む。

生活扶助基準の推移 (各年度4月1日現在、月額)

実施年度	1994年度 (平成6)	95 (7)	96 (8)	97 (9)	98 (10)	99 (11)	2000 (12)	2001 (13)	2002 (14)	2003 (15)	2004 (16)	2005 (17)	2006 (18)	2007 (19)
1級地-1 標準3人世帯	基準額(円)	155,717	157,274	158,375	161,859	163,316	163,806	163,970	163,970	163,970	162,490	162,170	162,170	162,170
	前年比(%)	101.6	101.0	100.7	102.2	100.9	100.3	100.1	100.0	100.0	99.1	99.8	100.0	100.0

詳細データ ①

被保護実世帯数・被保護実人員・保護率、扶助人員と扶助率の推移

最近の全体的な保護動向としては、平成4年度以降横ばいで推移していたが、平成8年度後半からは、特に都市部を中心に被保護実人員、世帯数とも増加傾向で推移しており、平成17年度の1か月平均の被保護実人員は147万5,838人、被保護実世帯数は104万1,508世帯、保護率（人口千人比）は11.6%となっている。

扶助の種類別に被保護人員をみると、医療扶助を受給している人員が年々増加している。

(1か月平均)

	被保護実世帯数 (千世帯)	被保護実人員 (千人)	保護率 (%)	生活扶助 人員 (千人)	住宅扶助 人員 (千人)	教育扶助 人員 (千人)	介護扶助 人員 (千人)	医療扶助 人員 (千人)	その他 扶助人員 (千人)	扶助率（実人員=100.0）					
										生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	その他扶助
1965(昭和40)年度	644	1,599	16.3	1,438	728	433	・	616	11	89.9	45.5	27.1	・	38.5	0.7
70(45)	658	1,344	13.0	1,143	643	263	・	702	7	85.0	47.9	19.6	・	52.2	0.5
75(50)	708	1,349	12.1	1,160	705	229	・	785	5	86.0	52.3	17.0	・	58.2	0.4
80(55)	747	1,427	12.2	1,251	867	261	・	856	5	87.7	60.8	18.3	・	60.0	0.4
84(59)	790	1,469	12.2	1,301	974	267	・	912	4	88.6	66.3	18.2	・	62.1	0.3
1990(平成2)	624	1,015	8.2	890	730	136	・	711	3	87.7	71.9	13.4	・	70.0	0.3
93(5)	586	883	7.1	765	639	97	・	659	3	86.6	72.4	11.0	・	74.6	0.3
94(6)	595	885	7.1	766	645	92	・	671	3	86.6	72.9	10.4	・	75.8	0.3
95(7)	602	882	7.0	760	639	88	・	680	2	86.2	72.4	10.0	・	77.1	0.2
96(8)	613	887	7.1	766	649	85	・	695	3	86.4	73.2	9.6	・	78.4	0.3
97(9)	631	906	7.2	784	669	84	・	716	3	86.6	73.8	9.3	・	79.0	0.3
98(10)	663	947	7.5	822	707	86	・	753	2	86.8	74.7	9.1	・	79.6	0.3
99(11)	704	1,004	7.9	877	763	91	・	804	2	87.3	76.0	9.1	・	80.0	0.2
00(12)	751	1,072	8.4	943	824	97	67	864	2	88.0	76.9	9.0	6.2	80.6	0.2
01(13)	805	1,148	9.0	1,015	891	105	84	929	2	88.4	77.6	9.1	7.4	80.9	0.2
02(14)	871	1,243	9.8	1,105	975	114	106	1,003	3	89.0	78.5	9.2	8.5	80.7	0.2
03(15)	941	1,344	10.5	1,202	1,069	124	127	1,083	3	89.4	79.5	9.2	9.5	80.5	0.2
04(16)	999	1,423	11.1	1,274	1,143	132	147	1,155	3	89.5	80.3	9.3	10.3	81.1	0.2
05(17)	1,042	1,476	11.6	1,320	1,194	136	164	1,208	32	89.5	80.9	9.2	11.1	81.8	2.1

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」

(注)「その他扶助人員」は、平成17年度より、高等学校等就学費が新たに加算されたため増加している。

詳細データ ②

世帯類型別被保護世帯数の構成比の推移

被保護世帯数を世帯類型別にみると、高齢者世帯が43.5%と最も多い。

なお、高齢者世帯は前年度に比べ減少しているが、これは高齢者世帯の定義を、平成16年度までは「男65歳以上、女60歳以上の者のみで構成されている世帯もしくは、これらに18歳未満の者が加わった世帯」としていたものを、平成17年度からは「男女ともに65歳以上の者のみで構成されている世帯もしくは、これらに18歳未満の者が加わった世帯」と変更したことによるものである。

(単位：%)

	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者世帯	その他の世帯
1971(昭和46)年度	30.7	9.9	40.9	18.6
75(50)	31.4	10.0	45.8	12.9
80(55)	30.3	12.8	46.0	10.9
84(59)	30.7	14.6	45.1	9.6
1990(平成2)	37.2	11.7	42.9	8.1
93(5)	41.1	9.3	42.3	7.2
94(6)	41.8	9.0	42.1	7.1
95(7)	42.3	8.7	42.0	6.9
96(8)	43.2	8.4	41.6	6.8
97(9)	44.0	8.3	41.0	6.7
98(10)	44.5	8.2	40.4	6.8
99(11)	44.9	8.3	39.6	7.1
00(12)	45.5	8.4	38.7	7.4
01(13)	46.0	8.5	37.8	7.7
02(14)	46.3	8.6	36.7	8.3
03(15)	46.4	8.7	35.8	9.0
04(16)	46.7	8.8	35.1	9.4
05(17)	43.5	8.7	37.5	10.3

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」